

2020年11月30日

第4回定例会／反対討論

◆第103号議案 業務委託契約締結の件（箕面船場阪大前地区内における証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務）に対する反対討論

\*原稿なしで行った討論なので、正確なものではなく概要です。

市民派クラブの中西智子です。

通告外ですが、先ほどの質疑を踏まえて、ひと言述べておくべきだと考え、討論に参加させていただきます。

この議案についての賛否についてはとても悩ましく、再質問については、今朝もぎりぎりまで担当部局とやりとりをしていました。

証明書発行業務を民間に委ねることについては、労働者の労働強化にならない委託内容になっているか、という問題と、特に市民の個人情報がいしっかり守られることが担保されているか、という点が重要であると考えています。

個人情報保護の観点についてですが、守秘義務違反については、市のご答弁では公務員と同様の罰則規定があるというものでした。

しかし総務省のQ&Aには、公共サービス改革法第25条の「『みなし公務員』規定の適用を受ける民間人には、地方自治法や地方公務員法上の地方公務員としての義務が課されているわけではないので、地方公務員法の罰則のうち、このような地方公務員としての義務に違反したことを構成要件とするもの（例えば、同法第34条第1項に違反した者に適用される同法第60条第2項）」つまり、これはまさに先ほどのご答弁の内容ですが、これが「適用されることはありません。」と明確に書かれてあります。

したがって、さきほどの市のご答弁の内容では、市民の個人情報が守られることが担保されませんので、賛成することはできません。以上、簡単ですが討論といたします。